平成２６年（フ）第１２４６号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目３番18―205号
債務者　本間　俊一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７０号
札幌市中央区北７条西26丁目１番13号　第41森宅建マンション102号
債務者　佐渡恵利子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０３号
札幌市中央区北３条西26丁目１番12―405号
債務者　峯村　貴子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６号
盛岡市材木町２番26―1110号、旧住所盛岡市大沢川原３丁目８番30―303号
債務者　野村　和夫
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４４４号
埼玉県日高市高萩東１丁目６番７号　桜ハイツ201
債務者　齋藤　裕己
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０５号
相模原市中央区矢部１丁目14番７号　エルムコート304号
債務者　安藤　恵美（旧姓沢田）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１８号
神奈川県座間市栗原中央３丁目６番11号
債務者　松本　武雄
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２７号
相模原市緑区久保沢３丁目７番38号　第２樋口ハイム１―D
債務者　伊東　龍一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２８号
相模原市緑区相原３丁目17番２号　グランデールＳ102
債務者　末田　俊一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２９号
相模原市南区大野台３丁目24番８号　いずみハイツ202
債務者　黒岩　竜司
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３２号
相模原市緑区大島3048番地１　さがみハイツ201
債務者　アレキサンダー・クリント・ダグラスこと　ＡＬＥＸＡＮＤＥＲ　ＣＬＩＮＴ　ＤＯＵＧＬＡＳ
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３４号
神奈川県座間市栗原中央２丁目21番37号　ハッピーハイツ202号
債務者　細井　香理
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３５号
相模原市南区相南４丁目14番６号　コーポ浅科105
債務者　金子キミ子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０号
京都府福知山市桔梗が丘６丁目23番地　レオパレスみやび福知山101号、前住所京都府舞鶴市字森250番地　市営住宅２号棟305号
債務者　森本　智衡
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
大阪府河内長野市清見台４丁目19番１―207号
債務者　中尾　俊英
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６３１号
堺市北区新金岡町３丁５番６―308号、前住所堺市北区常磐町１丁14番地１　メゾンドールトキワ308号
債務者　大橋　麻衣
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係